

「台東区学校教育情報化推進検討委員会設置要綱」の改正について

1 新旧対照表

台東区学校教育情報化推進検討委員会設置要綱 新旧対照表

改正後（令和3年4月1日施行）	現行
<p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから台東区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する者及び別表に掲げる職にある者をもって構成する。</p> <p>(1) 学識経験者 1名</p> <p>(2) 学校の代表者 2名</p> <p>(3) 児童又は生徒の保護者の代表者 2名</p> <p>2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。</p> <p>3 委員長は、委員の互選によって選出し、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(招集)</p> <p>第4条 委員会は、委員長が招集する。ただし、初回の委員会は教育長が招集する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。</p> <p>(検討部会)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(構成)</p> <p>第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(1) 委員長 教育委員会事務局次長</p> <p>(2) 副委員長 教育改革担当課長</p> <p>(3) 委員 企画課長、財政課長、情報政策課長、情報システム課長、庶務課長、指導課長、小学校長会代表、中学校長会代表、特別支援学級設置校長会代表（2名）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(招集)</p> <p>第4条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(検討部会)</p> <p>第5条 (略)</p>

<p>2 (略)</p> <p>3 部会は、<u>部会長及び部会員</u>をもって構成し、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(1) <u>部会長</u> 教育改革担当課長</p> <p>(2) <u>部会員</u> 企画課担当係長、財政課担当係長、情報政策課担当係長、情報システム課担当係長、庶務課庶務係長、<u>庶務課担当係長</u>、指導課教育改革係長、指導課統括指導主事、指導課指導主事</p> <p>4 <u>第3条第4項及び第4条</u>の規定は、部会において準用する。この場合において「委員会」とあるものは「<u>検討部会</u>」と、「委員長」とあるものは「<u>部会長</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第7条及び第8条</u> (略)</p> <p><u>別表(第3条関係)</u> <u>教育委員会事務局次長</u> <u>企画課長</u> <u>財政課長</u> <u>情報政策課長</u> <u>情報システム課長</u> <u>庶務課長</u> <u>指導課長</u> <u>教育改革担当課長</u></p>	<p>2 (略)</p> <p>3 部会は、<u>部会長及び委員</u>をもって構成し、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。</p> <p>(1) <u>部会長</u> 教育改革担当課長</p> <p>(2) <u>委員</u> 企画課担当係長、財政課担当係長、情報政策課担当係長、情報システム課担当係長、庶務課庶務係長、<u>庶務課経理係長</u>、指導課教育改革係長、指導課統括指導主事、指導課指導主事</p> <p>4 <u>第3条第2項及び前条</u>の規定は、部会において準用する。この場合において「委員会」とあるものは「<u>検討部会</u>」と、「委員長」とあるものは「<u>部会長</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>第6条及び第7条</u> (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
--	--

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年4月1日改正の設置要綱

台東区学校教育情報化推進検討委員会設置要綱

令和2年4月1日

2台教指第34号

(設置)

第1条 学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）第9条第2項の規定に基づき、台東区立学校における教育の情報化推進のための基本的な計画（以下「台東区学校教育情報化推進計画」という。）の策定について検討するため、台東区学校教育情報化推進検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、台東区学校教育情報化推進計画の策定に関する次に掲げる事項とする。

- (1) ICT教育のための環境構成と教育情報セキュリティポリシーに関すること
- (2) 児童・生徒の情報活用能力育成のための教育内容及び評価指標に関すること
- (3) 教員のICT活用指導力向上のための評価指標に関すること
- (4) ICT教育に関する教員研修に関すること
- (5) 学校における働き方改革の推進に資する校務の情報化に関すること
- (6) その他必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから台東区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が委嘱する者及び別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 学校の代表者 2名
- (3) 児童及び生徒の保護者の代表者 2名

2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、委員の互選によって選出し、副委員長は委員長が指名する者をもって充てる。

4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集)

第4条 委員会は、委員長が招集する。ただし、初回の委員会は教育長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(検討部会)

第6条 委員会に、第2条に定める事項に関する調査研究を行う検討部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、委員長が必要と認める事項について調査研究し、委員会へ報告する。

3 部会は、部会長及び部会員をもって構成し、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 部会長 教育改革担当課長

(2) 部会員 企画課担当係長、財政課担当係長、情報政策課担当係長、情報システム課担当係長、庶務課庶務係長、庶務課担当係長、指導課教育改革係長、指導課統括指導主事、指導課指導主事

4 第3条第4項及び第4条の規定は、部会において準用する。この場合において「委員会」とあるものは「検討部会」と、「委員長」とあるものは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、教育委員会指導課教育改革係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

付 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱は、台東区学校教育情報化推進計画の制定をもって廃止する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

教育委員会事務局次長
企画課長
財政課長
情報政策課長
情報システム課長
庶務課長
指導課長
教育改革担当課長